

生駒市条例第 1 号

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 2 4 年 3 月 1 5 日

生駒市長 山下 真

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例（平成 2 3 年 3 月生駒市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「記録され、又は外国人登録原票に登録されている」を「記録されている」に改める。

(生駒市印鑑条例の一部改正)

第 2 条 生駒市印鑑条例（平成 2 年 1 0 月生駒市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号。以下「法」という。）の規定により本市の住民基本台帳に登録されている者とする。

第 3 条第 1 号中「記録され、又は外国人登録原票に登録されている」を「記録されている」に、「又は氏及び名」を「若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 3 0 条の 2 6 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称」に改め、同条第 2 号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第4号中「氏名」の次に「（住民基本台帳に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）」を加え、同条に次の1号を加える。

(8) 氏名の片仮名表記（非漢字圏の外国人住民が住民票に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合に限る。）

第11条中「記録され、又は外国人登録原票に登録されている」を「記録されている」に改める。

第12条第1項第4号中「第3条第1号」を「第3条第1項第1号」に改める。

第14条第2項中「第6条第4号から第7号まで」を「第6条第4号から第8号まで」に改める。

（生駒市住民基本台帳カード利用条例の一部改正）

第3条 生駒市住民基本台帳カード利用条例（平成22年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第30条の44第8項」を「第30条の44第12項」に改める。

（生駒市手数料条例の一部改正）

第4条 生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の18の3の項中「第30条の18第1項」を「第30条の17第

1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例第2条第1号の規定は、平成25年度以後に届出を行う18歳以上の市民について適用し、平成24年度に届出を行う18歳以上の市民については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第2条の規定による改正前の生駒市印鑑条例（以下「旧条例」という。）の規定により印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日において同条の規定による改正後の生駒市印鑑条例（以下「新条例」という。）の規定により印鑑の登録を受けることができないものに係る印鑑の登録については、施行日において職権で抹消するものとする。この場合において、市長は、印鑑の登録の抹消について、印鑑の登録を受けている者にその旨通知するものとする。

4 施行日の前日において旧条例の規定により印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日においてもなお新条例の規定により印鑑の登録を受けることができるものに係る氏名等の登録事項について、住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、市長は、施行日において、職権で当該登録事項について印鑑登録原票を修正するものとする。